

川口市日中一時支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、川口市日中一時支援事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）に定める事業の運営に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(補助対象経費)

第2条 補助金の交付の対象となる経費は、実施要綱第4条第3項の規定に基づく事業所登録の決定を受けた事業者（以下「事業者」という。）が、実施要綱第6条第2項の規定に基づく利用者登録の決定を受けた者（以下「利用者」という。）に対して、実施要綱第2条に規定する日中一時支援事業に要する経費とする。

(補助金の額)

第3条 前条の経費に対する補助金の額は、実施要綱別表第3に掲げる額から、実施要綱第8条に規定する利用料を差し引いた額とする。

(補助金の交付手続き)

第4条 補助金の交付を受けようとする事業者は、サービスを提供した月の翌月10日までに様式第1号のほか、様式第2号を添付し市長に申請及び請求するものとする。

2 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し適正と認める場合に補助金の交付を決定するものとする。

3 市長は、前項の交付の決定を行ったときは、第1項の請求を受けた月の翌月末までに補助金の交付を決定するものとする。

4 交付の決定に係る通知は、交付の決定を受けた事業所の振込指定口座への振込みをもって省略するものとする。

(状況報告)

第5条 事業者は、市長から要求があったときは、補助事業の遂行状況について書面により報告しなければならない。

(書類の整備等)

第6条 補助金の交付を受けた事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類、利用者へのサービス提供の記録を整備保管しておかなければならない。

2 前項の帳簿及び証拠書類は、当該補助金の交付決定に係る会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。